

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令案（仮称）及び次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集（パブリックコメント）に寄せられた御意見
について

（平成27年9月16日から平成27年10月7日まで実施）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令案（仮称）」について

○意見数 33件

○主な意見

「状況把握項目」関係

- ・ すべての雇用管理区分ごとに女性労働者の割合を把握することが必要。
- ・ 勤続年数の差異は、正社員に限らず非正規労働者を含めた現状把握が必要。
- ・ 雇用管理区分ごとの残業時間の把握を必須項目に加えるべき。
- ・ 任意項目の男女の賃金差異を必須項目に入れるべき。
- ・ 非正規労働者を意識して把握を行うべき。
- ・ 派遣社員について、把握対象外とすべき。

「認定基準」関係

- ・ 法定時間外労働及び休日労働時間は、育児・介護休業法の時間外労働の制限に準じ、各月ごとにすべて24時間未満とすべき。
- ・ 認定後、基準を満たさない項目が生じた場合のルールを整備すべき。
- ・ 労働時間には、裁量労働制の適用者や管理監督者を除く旨を明確化すべき。

「情報公表項目」関係

- ・ 少なくとも必須把握項目は必ず公開する項目とすべき。
- ・ 両立支援関連の項目を追加するべき。
- ・ 男女の継続勤続年数の差異は、非正規労働者を含め雇用管理区分ごとに公表すべき。
- ・ 非正規雇用から正規雇用への転換が重要であることに配慮したものとすべき。
- ・ 男女の賃金の差異の項目を追加するべき。

その他

- ・ 少数区分により認定が左右されること等を防ぐため、全労働者の5%未満など少数の雇用管理区分は、認定基準、情報公表項目において除外することを認めるべき。
- ・ 任意項目も含めて可能な限り状況把握・情報公表を行うよう働きかけるべき。

「次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令案」について

○意見数 0件

（※）意見数は提出のあった意見の延べ件数。電子メール、FAX又は郵便1通を1件として計上。